

令和7年（フ）第108号

栃木県小山市大字下生井364番地3
破産者 株式会社岸建設

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年（フ）第1052号

埼玉県越谷市千間台東二丁目13番地31
破産者 有限会社白鳥菓子工房

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1956号

埼玉県川口市芝宮根町20番20号メゾンリコウA202号
破産者 株式会社monolith

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第161号

千葉県市川市福栄1丁目8番1—302号（ガーデンタウンフジ）
破産者 猪俣 亮丞

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第496号

千葉市緑区大膳野町4番地836
破産者 鶴田 智也

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第706号

千葉県八千代市米本1359番地米本団地5街区18棟208号、住民票上の住所千葉県八千代市米本1359番地 米本団地5街区17棟502号
破産者 秋山 輝希

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第738号

千葉県市川市南行徳4丁目18番2—302号（U's Residence南行徳）
破産者 阿蘇奈南子

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第60号

千葉県四街道市美しが丘1丁目14番17号バーディタウン1番街B102
破産者 植草 要一

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和8年（フ）第138号

千葉県四街道市大日530番地1 ハーモニーブルージュ202
破産者 石橋 作司

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第5063号

東京都小平市仲町86番地の31 フォーライフ小平203号
破産者 HumanOS株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第526号

東京都東大和市新堀3丁目11番地の20レジデンス新堀201
破産者 大塚 雄矢

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第889号

東京都立川市錦町五丁目7番15号プレス立川606
破産者 株式会社Future Build

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第890号

東京都八王子市橘原町432番地5パークメゾンB202号
破産者 仁野平一輝

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第902号

東京都調布市若葉町2丁目6番地1エスポワール105
破産者 田中 和也

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1008号

東京都八王子市南大沢3丁目16番地2 2—108
破産者 難波賢一郎

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第826号

横浜市中区桜木町1—101—1クロスゲート7階
破産者 株式会社Bestlect

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第266号

川崎市高津区溝口1—9—7長谷川ビル5F
破産者 MI住設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第324号

川崎市多摩区東生田3丁目2番7号
破産者 株式会社ティー・エム・エヌコーポレーション

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第329号

川崎市多摩区登戸1792—2グランドゥール登戸504号
破産者 合同会社トランスポートR2

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第112号

相模原市中央区横山5丁目1番7号
破産者 株式会社東京美生

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第5号

岐阜県中津川市付知町2752番地の2
破産者 有限会社サン住建

- 1 決定年月日 令和8年9月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部